

ご 通 知

《氏名》

株式会社フーズ・フォーラス
代表清算人 大 村 安 孝
代理人 弁護士 小 野 聡

前略

弊社の特別清算の手續が、多大なる時間を要しており、申し訳ございません。

今般、被害者様に損害の一部賠償を行いたいと存じます。つきましては、本書面をお読み頂き、ご了解頂けるのであれば別紙の「委任状」等に記名捺印の上、同封の封筒にて、担当弁護士宛にご郵送下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、本書面は、前回の配当と異なり、株式会社大和屋商店（以下「大和屋商店」といいます。）との間の和解を前提としております。すなわち、被害者様が今後大和屋商店への請求する権利を失う内容を含んでおります。よって、熟読し、内容についてご理解頂いた上で、ご返信下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、後述致しますが、本書面の内容の説明をさせて頂きたく、説明会のご案内を同封しております。ご判断の前に少しでも疑問点がございましたら、ご出席頂き弊社の説明をお聞きになり、その場においてご質問下さるようよろしくお願い申し上げます。

1 ご説明

(1) 和解の経緯

大和屋商店より、被害者様へ和解金として合計1億円を支払いたい旨のご提案がございました。

事件の直後から大和屋商店は営業しておらず、実質的には実態がない状態だと弊社は考えております。今般和解金として提案があったものは、前回の弊社の保険と同じく、大和屋商店が契約していた食中毒保険の保険金であります。そして、この保険金については、保険業法上被害者の皆様が優先権を有するものでございますため、被害者の皆様が大和屋商店との間で和解することにより、弊社を介さず直接受領することができることになります。

もちろん、今回の和解金額においても、被害者の皆様の被害額の満額には満たないものであり、按分での配当となってしまいます。

しかしながら、前述のとおり大和屋商店は実質的には倒産状態でありますので、この和解金が唯一の回収可能財産と弊社は考えており、今般の和解を進めたく、被害者の皆様へご提案させて頂くことと致しました。なにとぞご理解下さいますようお願い

申し上げます。

(2) 配当の具体的説明

弊社に対して被害者の皆様からご請求いただいております金額のうち弊社が監督委員の許可の元認否手続を行いまして認めた債権額の合計が 408,626,711 円でございます。そこから前回別除権弁済（配当）した金額である 81,592,198 円を控除しますと、残債権額は、327,034,513 円です。

この総額を 1 億円の和解金総額で除しますと、29.54%となります。よって、被害者の皆様へは、当該比率により振り込まれる予定であります（ただし、権利を放棄する方もおりますので、最終的には多少増加することがあります）。

今後の進め方については以下のとおりです。前述のとおり今回の別除権弁済は株式会社大和屋商店との和解金であり、裁判に参加頂くことが前提となります。しかしながら、裁判への参加を、被害者の皆様に行きたくて頂くことは非常な負担になることと考えます。よって、金沢地方裁判所と相談の結果、訴訟参加の事務の委任を受けます弁護士を紹介させて頂き、その弁護士を通じて参加頂くという形を考えました。詳細につきましては、別紙、担当弁護士の書類をご参照下さい。

なお、この形式以外では弊社としましては協力致しかねますので、その場合にはご自身で訴訟に参加頂かなければ、権利を放棄したこととなってしまいます。十分ご注意くださいよう、よろしくお願い致します。

2 説明会のご通知

前述のご説明をあらためて口頭にて、被害者の皆様にお知らせし、質問等をお受けする場を設けたいと考えております。

下記の日時にて説明会を行いますので、疑問点がある方は、ご参加しご質問下さいますようお願い申し上げます。

日時：平成 29 年 5 月 11 日 14：00～

場所：石川県教育会館 第 1 会議室 （住所）金沢市香林坊 1-2-4 0

地図：

